

衛 薬 第 744 号
平成 24 年 2 月 7 日

医療機器製造販売業者 様
医療機器製造業者 様

静岡県健康福祉部生活衛生局薬事課長

医療機器のエチレンオキサイド滅菌残留物に係る日本工業規格の制定
に伴う薬事法上の取扱いに関する質疑応答集（Q&A）

このことについて、別添写しのとおり厚生労働省医薬食品局審査管理課医療機器審査管理室長から通知がありましたので、お知らせします。

なお、質疑応答集のQ3にて、取扱い通知記の1.（3）②及び③における品目の一覧表の例（別紙1）について示されていますが、本県へ提出の際には平成24年1月27日付け衛薬第601号「医療機器のエチレンオキサイド滅菌残留物に関する日本工業規格の制定に伴う薬事法上の取扱いについて」で示した別紙様式2にて提出してください。

担 当 薬事審査班
電話番号 054-221-2869